

第2編 旅客営業

第1章 通則

(急行料金等を収受する列車等の施設の表示)「規則12」

第13条 急行料金を収受する列車及び特別車両料金を収受する施設については、その旅客車入口等の旅客の見やすい箇所に相当の表示を行う。

(乗車券類の購入及び所持)「規則13」

第14条 列車に乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券類を購入し、これを所持しなければならない。

2 前項の規定によるほか、旅客が、急行列車に乗車する場合、列車の特別の施設を使用する場合又は列車の指定席を使用する場合は、次の各号に定めるところにより、その乗車に有効な乗車券類を購入し、これを所持しなければならない。

(1) 急行列車に乗車するときは、急行券

(2) 特別車両に乗車するときは、特別車両券

(3) 会社が特に指定席（特別急行列車の指定席、特別車両の指定席を除く）として定めた列車の座席を使用するときは、座席指定券

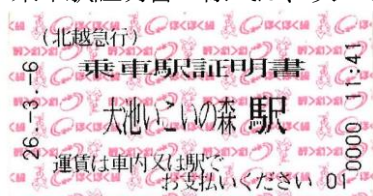
3 前各項の規定にかかわらず、駅員無配置駅から乗車した旅客又は係員の承諾を得て乗車券類を購入しないで乗車した旅客については、列車内または下車駅（駅員無配置駅は車内）等において、相当の乗車券類を購入するか運賃・料金の精算を行うものとする。

(乗車駅証明書の所持)

第15条 第14条第3項（乗車券類の購入及び所持）に規定する旅客は、乗車する際、乗車駅証明書発行機から発行される乗車駅証明書を所持し、降車する際には、その乗車駅証明書を係員に引き渡さなければならない。

(乗車駅証明書の様式)

第16条 乗車駅証明書の様式は、次のとおりとする。



(営業キロ)「規則14」

第17条 旅客運賃・料金の計算、その他の旅客運送の条件をキロメートルをもって定める

場合は、旅客の乗車する発着区間に対する駅間の営業キロ数による。

(駅員無配置駅の旅客の取扱方)「規則15」

第18条 駅員無配置駅において列車に乗降する旅客の扱いは、列車の乗務員が行う。